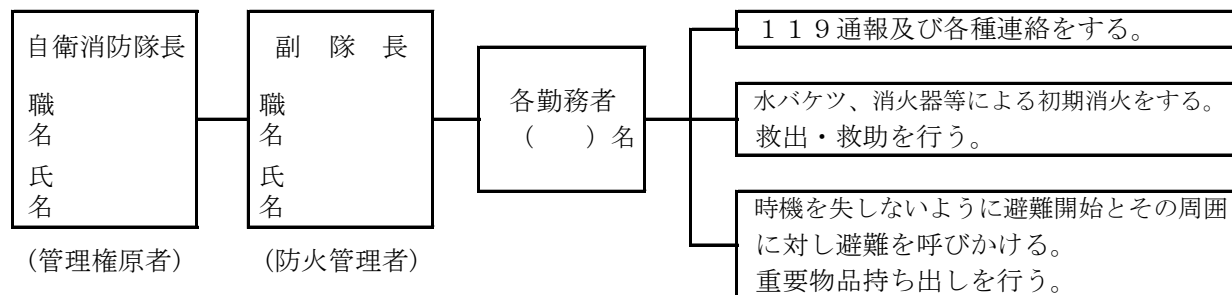


# 消 防 計 画

1 自衛消防隊の設置及び組織を次のように定める。

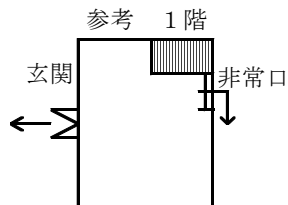


3 避難通路等は次のように確保する。

- ・法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次のとおり行う。
- 階段、廊下には物品を置かない。
- 避難経路となる部分は常に整理整頓し、避難の支障にならないようにする。
- 非常口は施錠しない。
- 防火戸は正常に作動するよう平素から機能保持につとめる。
- 防火戸の前に物品等を放置しない。
- その他の必要事項については、社(店)内防火規則に定める。

2 避難計画は次のとおりとする。

(本欄に記入出来ない場合は別紙を添付してください。)



- ・上図は1階の避難計画ですが各階の避難計画を記載してください。
- ・その際には必ず二方向避難(各階のあらゆる場所から異なる経路を通過して安全な場所に避難出来ること)が可能なように計画してください。
- ・そのために屋外階段、避難タラップ等の設置を検討する必要があります。

4 避難及び避難誘導上の遵守事項

- ・大声で皆に知らせる。
- ・物品持出しに気をとられない。
- ・一度避難したら二度と出火建物に入らない。
- ・落ち着いて避難経路を考える。
- ・避難器具の使用も考え、安全な場所に誘導する。
- ・必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。
- ・いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようにする。

5 通報連絡方法は次のとおりとする。	6 消火活動を行う際の遵守事項	7 消防隊誘導は次により行う。	8 避難・通報・消火訓練計画は次のとおりとする。																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声で皆に知らせる。</li> <li>・非常ベルを鳴らす。</li> <li>・119に通報する(ピーという発信音を確認してからダイヤルする。)</li> <li>・社(店)内電話を使えない場合の通報方法を考えておく。</li> <li>・通報の内容は、「火事です。所在地は、近くの目標は、何がどれ位燃えているか、通報者の住所・氏名等」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声で皆に知らせ応援を求める。</li> <li>・叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。</li> <li>・消火器を使用する。</li> <li>・天井に燃え移ったら初期消火は、中止して避難する。</li> <li>・火を見てもあわてず落ち着いて行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両を誘導する。</li> <li>・消防隊員を誘導する。</li> <li>・消防隊員に出火場所、危険物品の存否、避難状況、その他消火活動上必要な、情報を伝える。</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器訓練 (消火器による模擬火災の消火をする。)</li> <li>・水バケツ、水道ホースによる消火訓練 (手近な水を利用する訓練を行う。)</li> <li>・通報訓練 (社(店)内の電話、その他による119への通報訓練を行う。)</li> <li>・避難訓練 (避難器具の使用、非常ベルの使用各室から扉、窓を閉鎖しての避難訓練を行う。)</li> <li>・総合消防訓練 (消防隊と協力して訓練を行う。)</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>																																
9 消防訓練実施上の遵守事項		10 消防用設備等の点検は次のとおりとする。																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回ないし2回以上実施する。</li> <li>・消防訓練は写真等でできるだけ記録しておく。</li> <li>・随時または新入社員等の採用時に必要な防災教育を行う。</li> <li>・訓練実施時には予め消防署へ通報する。</li> <li>・特に避難訓練については安全上の配慮を行う。</li> <li>・その他</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等の外観点検および機能点検を6か月ごとにし、総合点検を1年目にあわせて実施する。</li> <li>・その点検結果を毎年 月に消防署へ報告する。</li> <li>・その点検結果を3年に1度 月に消防署へ報告する。</li> <li>・上記の法定点検は(自社・委託)で行い、委託の場合の委託先は、右のとおりである。</li> <li>・法定点検のほか毎日点検を行う。(内容・方法等については、社(店)内規則で定める。)</li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防用設備等</th> <th>設置の有無</th> <th>点検委託業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 火 器</td> <td>有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非 常 ベ ル</td> <td>有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏 電 火 災 警 報 器</td> <td>有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 動 火 災 報 知 設 備</td> <td>有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘 導 灯</td> <td>有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避 難 器 具</td> <td>有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消防用設備等	設置の有無	点検委託業者名	消 火 器	有 無		非 常 ベ ル	有 無		漏 電 火 災 警 報 器	有 無		自 動 火 災 報 知 設 備	有 無		誘 導 灯	有 無		避 難 器 具	有 無											
消防用設備等	設置の有無	点検委託業者名																																	
消 火 器	有 無																																		
非 常 ベ ル	有 無																																		
漏 電 火 災 警 報 器	有 無																																		
自 動 火 災 報 知 設 備	有 無																																		
誘 導 灯	有 無																																		
避 難 器 具	有 無																																		
11 火気管理については次により行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員等に、消火、避難、通報等の必要な防火教育を逐次行う。</li> </ul>																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署ごとに火元責任者を定めるとともに、その職務内容を明確にし、社(店)内の防火組織の整備をはかること。</li> <li>・火元責任者は社(店)内防火規則の定めるところにより、社(店)のすべての火気類(喫煙、石油ストーブ、ガスコンロ等の裸火等、厨房、ボイラー等)について必要な管理並びにその他防火管理上必要な業務を行うものとする。</li> <li>・工事中の火気使用の制限及び必要な立会等に関する安全計画の策定並びにその実施を行う。</li> <li>・防火管理台帳を常に整備し、防火管理について必要な記録をする。</li> <li>・その他火気管理上必要な事項は社(店)内規則に定める。</li> </ul>		<p>特 記 事 項</p>																																	